

第一章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人 ゴルファーの緑化促進協力会(以下この定款において 本会 という。)という。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は、東京都港区東麻布 1 丁目 7 番 3 号におく。

(目 的)

第 3 条 本会は、国土の環境緑化及び環境保全の推進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 公共目的の緑化事業及び環境保全のための事業に対する協力
- (2) 公共目的の緑化事業及び環境保全のための事業の実施
- (3) 国土の環境緑化及び環境保全のための調査研究
- (4) 国土の環境緑化及び環境保全のための啓発普及活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第二章 会 員

(会員の構成)

第 5 条 本会は、下記の会員をもって構成し、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本会の設立の趣旨又は目的に賛同して、入会した個人又は団体
- (2) 名誉会員 理事会の推薦に基づき、総会で承認された者
- (3) 賛助会員 本会設立の趣旨又は目的に賛同し、別に定める賛助会員会費を納めることにより事業協力する個人又は団体

(会 費)

第 6 条 本会の正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第 7 条 本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、総会において別に定める基準に従い理事会の承認を得るものとする。

(退 会)

第 8 条 本会の会員は、その旨を届け出て退会することができる。

- 2 本会の会員は、次の各号の一に該当するときは退会したものとみなす。
 - (1) 死亡又は解散したとき
 - (2) 会費を 3 年以上納入しないとき

(除 名)

第 9 条 会員が、本会の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反するような行為を行

ったときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員の既納の会費その他の抛出金品は、返還しないものとする。

第三章 役員

(種別)

第11条 本会に次の役員をおく。

理事 40名以上 45名以内

(うち、1名を会長、1名を理事長、5名以内を副理事長、1名を専務理事、2名を常務理事とする。)

監事 2名

(選任)

第12条 役員は、正会員のうちから、総会において選任する。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

3 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を環境大臣に届け出なければならない。

4 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を環境大臣に届け出なければならない。

(職務)

第13条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2 理事長は、本会の運営を統括し、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 副理事長は理事長を補佐する。

4 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 専務理事は理事長を補佐し、本会運営全般を遂行する。

6 常務理事は常務を処理する。

7 監事は民法第59条の職務を行う。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が、心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき又は役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役

員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第 16 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第四章 会 議

(種別)

- 第 17 条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会、理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

(構成)

- 第 18 条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第 19 条 総会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画の決定
 - (2) 事業報告の承認
 - (3) 予算の決定及び決算の承認
 - (4) 予算を伴わない権利の放棄又は義務の負担
 - (5) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 理事会はこの定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

- 第 20 条 通常総会及び通常理事会は毎年 1 回、5 月に会長が招集する。
- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は正会員の 5 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき、その日から 30 日以内に会長が招集する。
 - 3 臨時理事会は会長が必要と認め、又は理事現在数の 5 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示し、招集の請求があったとき、その日から 14 日以内に会長が招集する。

(招集の通知)

- 第 21 条 会議を招集するには、会議を構成する会員又は理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の日 7 日以前に文書をもって通知しなければならない。

(議長)

- 第 22 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のなかから選出する。
- 2 理事会の議長は理事長がこれに当る。

(定 足 数)

第 23 条 会議は総会においてはこれを構成する正会員の過半数以上、理事会においては理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第 24 条 会議の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員又は理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

この場合、議長は会員又は理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第 25 条 やむを得ない理由により、会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

この場合、前 2 条の規定の適用については、その正会員又は理事は出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 26 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 会員又は理事の現在数
 - (3) 会議に出席した会員又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が、署名しなければならない。

第五章 事 務 局

(事 務 局)

第 27 条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員をおく。

2 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第 28 条 本会は、次の業務及び財務等に関する資料を事務所に備えておき、原則として一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員及び社員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 収支計算書
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表
- (7) 財産目録

- (8) 事業計画書
- (9) 収支予算書

第六章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄 付 金 品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業収入及びその他の収入

(資産の管理)

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第 31 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(借 入 金)

第 32 条 本会は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であつて返済期限が 1 年以内のものを除き、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、環境大臣に届け出るものとする。

(予算及び決算)

第 33 条 本会の事業計画及び収支予算は、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て定め、環境大臣に届け出るものとする。事業報告及び収支決算は会計年度終了後 2 ヶ月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、環境大臣に報告するものとする。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(会計年度)

第 34 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第七章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、環境大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 36 条 本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の

議決を経、環境大臣の許可を得て、本会と類似の目的をもった他の公益法人に寄付するものとする。

第八章 雑 則

(委 任)

第 37 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 本会の設立当初の役員は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、次期通常総会の行われる日までとする。
- 2 本会の設立初年度の収支予算は、第 34 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立当初の会計年度は、設立許可のあった日から昭和 52 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この定款の改正は、環境大臣の認可のあった日（平成 15 年 6 月 16 日）から施行する。